

岩手県告示第 125 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 2 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1（1）道路の種類 県道

（2）路線名 大船渡綾里三陸線

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市三陸町綾里字小石浜 150 番 1 地先から 46 番 2 地先まで	新	m 77.1～10.0	m 630.0
	旧	70.6～11.7	630.0

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 2 月 16 日から同年 3 月 16 日まで

2（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 283 号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市上郷町細越 16 地割 36 番 4 地先内	新	m 39.6～30.5	m 14.6
	旧	30.5～4.7	14.6

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成 19 年 2 月 16 日から同年 3 月 16 日まで